

第2章 食料自給率向上と食の安全の確保に向けた取組

1 TPP大筋合意後の対応

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、平成27（2015）年10月5日に参加国12か国※の閣僚会合において、我が国では、農林水産物の重要5品目を中心に、国家貿易制度や枠外税率の維持、関税割当やセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保等を措置することで、大筋合意に至りました。

農林水産省では、10月9日にTPP協定に関する全国説明会を開催し、その後、引き続き、全国各ブロックにおいて品目別説明会を開催しました。

九州・沖縄ブロック説明会は、熊本市で水田・畑作、園芸、畜産の各分野と食品産業向けの説明会を、また、宮崎市と鹿児島市で畜産分野の説明会を開催しました。



農政新時代キャラバン 九州・沖縄ブロック説明会

11月25日には「総合的なTPP関連政策大綱」が決定され、TPPを活用した農林水産物・食品輸出の戦略的推進や、農政新時代を創造する、攻めの農林水産業への転換、経営安定・安定供給のための備えの政策を着実に実行していくこととしました。

これを受けて、農林水産省では、平成28（2016）年1月7日の「農政新時代キャラバン九州・沖縄ブロック説明会」（熊本市）を皮切りに、全国9都市で実施し、その後、都道府県別、品目別の説明会を九州全県でも開催しました。

農林水産省では、キャラバン等で寄せられた「農政新時代キャラバンQ & A集」や、水田・畑作、畜産、園芸、中山間地域、林業、水産の品目別パンフレットをホームページに掲載しています。さらに、地方参事官へ相談や問合せができるように「地方参事官ホットライン」を開設しています。

九州農政局としても、各県単位に配置している地方参事官を中心として、TPPの大筋合意内容やTPP関連政策大綱、予算措置の内容等について、引き続き、きめ細かに丁寧な説明を続けていくこととしています。

※ アジア太平洋地域にある日本、カナダ、米国、メキシコ、ペルー、チリ、ニュージーランド、オーストラリア、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブルネイの12か国が参加。

2 食料自給率の向上を目指して

（新たな基本計画の推進）

食料・農業・農村基本計画（以下、「基本計画」という。）は、食料・農業・農村基本法（平成11（1999）年7月16日制定）に基づき、今後10年程度を見通した、農政の中長期的なビジョンを示すもので、食料・農業・農村をめぐる情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに改正することとされており、4回目の見直しとなる新たな基本計画が平成27（2015）年3月31日に閣議決定されました。

この新たな基本計画においては、農業者等の発想の転換、積極的なチャレンジを通じた農業・食品産業の成長産業化に向け、持続可能な農業・農村の実現、農業者の所得向上と農村の賑わいの創出等といった基本的な視点から農政改革を推進していくこととしています。

また、食料自給率※¹目標の設定と併せ、今回初めて食料自給力※²指標の提示を行っており、国民の皆様に食料安全保障に関する議論を深めていただきたいと考えています。



県別説明会 福岡会場

九州農政局では、新たな基本計画の周知を図るため、平成27（2015）年4月27日の九州ブロック説明会及び熊本県説明会を皮切りに、5月18日鹿児島県、5月22日長崎県、6月3日福岡県、6月4日佐賀県、6月10日宮崎県、6月11日大分県でそれぞれ県別説明会を開催しました。



くろめし
久留米市食育フェスタでの出展紹介

また、関係機関や団体の要請に応える形で、熊本県農業技術系職員研修会（6月5日）、佐賀県の農業技術系職員研修会（7月29日）、九州農業経営研究会定例会（7月24日）、佐賀市議会議員研修会（11月17日）、熊本県栄養教諭等研究協議会理事会（12月19日）、ユアサ商事セミナー（平成28年2月24日）で説明や紹介を行ったり、関係機関等が発行する機関誌や広報誌等への寄稿をしました。

※¹ 国内の食料消費が国産でどの程度賄われているかを示す指標。

※² 我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力。

このほか、大分県農業祭り（平成27年10月23～24日）、^{くるめし}久留米市食育フェスタ（11月14～15日）、田崎市場感謝祭（12月6日）など九州各地で開催されたイベントにおいて、ビデオ、パネル、クイズ等により来場者にわかりやすく紹介したり、合同庁舎内の消費者の部屋（8月20日～9月4日）でパネル展示を行いました。



夏休みイベント会場



大分県農業祭り

（九州農政局食料安保・自給率向上本部の取組－多様な連携に向けて）

九州農政局では、食料自給率の向上や農業・農村を取り巻く様々な課題の解決に向け、食と農に関係する多様な方々の相互理解と連携を深める取組を進めています。

平成27（2015）年度は、平成28（2016）年1月14日に熊本市で、狩猟関係者や飲食業者、農業者、自治体職員等合わせて約130人の参加のもと「ジビエ[※]による地域活性化を推進するシンポジウム」を開催しました。

シンポジウムでは、自社の獣肉解体処理加工施設「い^あくら阿久根^ね」において、捕獲獣の9割をジビエとして食肉利活用する（全国平均は2割以下）等、全国トップの実績を上げておられる一般社団法人阿久根市有害鳥獣捕獲協会会長の^{まさお}牧尾正恒氏、「くまもとジビエ」ブランドの確立に向けて料理フェアや商談会等様々な取組を展開されている、くまもとジビエ研究会事務局長の



シンポジウム会場

^{たがわけいじ}田川敬二氏、九州の狩猟関係者との生産（捕獲・食肉処理）体制の構築や業務用卸大手との連携により、全国への九州産獣肉の流通・販売ルートを開拓され

※ フランス語で、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のこと。

た株式会社椿説屋代表取締役の河野広介氏
といた、いずれもジビエの普及に向けて
先駆的に活躍されている3名の方に講演を
いただきました。その後、ジビエ料理の試
食を行い、身近な地域資源の活用や農村に
おける鳥獣被害の軽減、地域活性化につい
て意見を交わし、相互理解を深めました。

本シンポジウムの概要については、九州
農政局ホームページ※で公表しています。



試食会

シンポジウムの演題と講師の皆様

「有害獣をジビエに活用するための捕獲・処理体制の構築について」

(一社)阿久根市有害鳥獣捕獲協会会長 牧尾 正恒氏

「ジビエのブランド化と料理の定着へ向けて」

くまもとジビエ研究会 事務局長 田川 敬二氏

「ジビエを巡る生産・流通・販売

～温故知新の新素材を産業化するために～」

(株)椿説屋 代表取締役 河野 広介氏



牧尾 氏



田川 氏



河野 氏

※ 九州農政局ホームページ「食料自給率コーナー」

→http://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/jikyuritu_t/jikyuritu_t.html

3 食育と地産地消の推進

(1) 食育の推進

(日本型食生活の推進)

近年、国民の食生活は、栄養の偏りや食習慣の乱れが目立っており、肥満や生活習慣病の増加など多くの問題が生じています。これらを改善するためには、国民一人ひとりが栄養バランスのとれた日本型食生活の実践に取り組むことが重要です。

九州農政局では、ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶等の多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた日本型食生活の普及・啓発を推進しています。また、九州各地で開催されるイベントにおいて、食事バランスガイドのパネル展示やパンフレットを配布するとともに、来場者に参加いただいてパソコンを使った食生活診断を行いました。



「安全！安心！！みやざきフードピア2015」の様相

(食育アイランド九州交流会の開催)

地域において食育を推進するためには、食育に関わる関係者が相互に情報発信し、必要な情報を共有していくことが重要です。

九州農政局では、九州各地で様々な食育活動に取り組んでいる方々の情報発信と関係者のネットワークづくりを支援するため、九州農政局ホームページに「食育アイランド九州」※を開設しています。

「食育アイランド九州」に参加いただいている544の団体・個人（平成28（2016）年3月末現在）の方々には、平成27（2015）年度も毎月1回、活動に役立てていただくため、メールマガジン「しまかぜ」を配信しました。



食育アイランド九州・大分交流会(ワークショップ)

また、「食育アイランド九州」に参加されている個人・団体等を対象に、お

※ 九州農政局ホームページ「食育アイランド九州」

→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/hiroba/island/island.html>

互いの食育活動の取組成果や課題等を共有し、今後の食育活動の拡大や定着に役立てていただくため、「食育アイランド九州交流会」を開催しました。平成27（2015）年度は、熊本、大分、宮崎の3会場で開催し、参加者による熱心な意見交換が行われました。

このうち、平成28（2016）年2月に熊本で開催した交流会においては、平成25（2013）年12月に「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、「つなげよう郷土料理」をテーマに、食文化の保護・継承を推進し、郷土料理を若い世代につないでいくための取組や課題、解決策について意見交換を行いました。



食育アイランド九州交流会（平成28年2月23日）

（教育ファーム※の推進）

食育基本法に基づき平成28（2016）年3月に決定された第3次食育推進基本計画では、農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合を平成32年度までに40％以上にするという目標値が設定されました。

自分の食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の活動に支えられていることを実感しにくくなっている今日、農林漁業体験活動は、食に関する知識と食を選ぶ力を習得し、健全な食生活を自ら行う人間を育てる「食育」を進める上で重要な取組の一つです。

九州各地でも農林漁業体験の取組が行われており、このうち、平成27（2015）年度の「食育アイランド九州交流会」宮崎会場では、NPO法人教育ファーム宮崎・綾（宮崎県東諸県郡綾町）と連携し、消費者を招いてにんじんの種まき体験を行いました。参加者から「作業は汗をかき大変だったので、にんじんが高く売れるといいね。」などの感想が述べられ、食への理解を深めることにつながりました。



にんじんの種まき体験の様様

※ 自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者等が一連の農作業等の機会を提供する取組をいう。

（２）九州の豊かな農畜産物の地産地消を推進

九州は、全国の１割の人口に対して、２割の農業産出額を生み出す食料供給基地であり、食と農の距離が近い土地柄です。このような地域性を踏まえながら、九州農政局においては、国産農林水産物の消費拡大に向けて、地場産農畜産物の利用拡大を積極的に推進しています。

（地産地消促進計画の策定）

「六次産業化・地産地消法^{※１}」では、地域の農林水産物の利用を促進するために各地方自治体は「地域の農林水産物の利用の促進に関する計画（以下、促進計画という。）」を定め、必要な施策を講ずるよう努めると規定しています。九州では、平成27（2015）年度末現在、県・市町村で99件の促進計画が策定されています。

（地産地消の取組に関する表彰）

農林水産省では、学校給食や企業の社食、外食等を対象に「地産地消給食等メニューコンテスト^{※２}」を開催しています。

平成27（2015）年度は、九州各地から「学校給食・社員食堂」及び「外食・弁当」部門へあわせて６メニューの応募がありました。審査の結果、素材本来の味を生かして地場産食材の魅力をPRするメニュー作りや、地域への社会貢献、食育活動が評価された「株式会社 おおきまち ビストロくるるん」（福岡県大木町）が「外食・弁当」部門において、食料産業局長賞を受賞しました。



株式会社ビストロくるるん受賞作品

【夏の元気ビュッフェ】

黒豆玄米ご飯、具だくさん味噌汁、イカと夏野菜の塩だれ炒め、トマトの土佐酢ジュレ、白和え、新じゃがのごろっと味噌煮、なすの揚げびたし、ころころエリンギ、アスパラときゅうりの梅肉和え、いちじく

※１ 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」

※２ 農林水産省ホームページ「地産地消給食等メニューコンテストの募集・審査について」

→http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gizyutu/tisan_tisyo/t_menu_contest/index.html

4 食の安全と消費者の信頼確保

(1) 農業生産工程管理（GAP）^{ギャップ}の推進

農林水産省では、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、品質の向上、農業経営の改善や効率化等を図る観点から、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行う農業生産工程管理（GAP）^{※1}の普及・導入を推進しています。

今後、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催に向けて、安全や環境に配慮した高品質な日本産農畜産物の供給を図るとともに、将来のインバウンド需要の拡大に対応していくため、一定レベル以上のGAPの取組の普及・拡大が必要です。そのため、平成30（2018）年度末までに「農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」^{※2}に則した取組を国内の主要な産地^{※3}の70%以上（平成27（2015）年3月末現在：23%）に拡大することを目標としています。なお、九州の米、麦、大豆、野菜、果樹の主要な産地884産地のうち、ガイドラインに則したGAPが導入されている産地は25%にあたる220産地となっています（表2-1）。

また、日本産農畜産物の輸出促進に当たり、食品の安全性等を担保するための手段として、国際的に通用するGLOBAL G.A.P.^{グローバル}の認証取得が必要となることがあります。そのため農林水産省ではさらなるGAPの取組の普及、高度化を図る取組や国際的に通用するGAPの検討やICT技術^{※4}を活用したGLOBAL G.A.P.の認証取得等の取組を支援し、普及を進めています。

表2-1 農業生産工程管理(GAP)の取組状況調査結果

単位：産地

区 分	平成27年3月末現在			
	産地数 ①	②	導入産地	
			うちガイドラインに 則した取組産地 ③	産地数に対するガ イドラインに則した取 組産地の導入率 ④=③÷①
全 国	4,391	2,737	1,010	23%
九 州 計	884	501	220	25%
福 岡 県	250	136	2	1%
佐 賀 県	92	83	2	2%
長 崎 県	79	55	14	18%
熊 本 県	161	37	12	7%
大 分 県	71	45	45	63%
宮 崎 県	92	59	59	64%
鹿 児 島 県	139	86	86	62%

資料：農林水産省

※1 Good Agricultural Practiceの略。

※2 様々なGAPが国内に存在することから、農林水産省が食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度を俯瞰し、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組、法令等との関連を明確化したもの。

※3 米、麦、大豆、野菜、果樹の産地強化計画等を作成している産地。

※4 情報通信技術（ICT=Information and Communication Technologyの略）。

（２）家畜の伝染性疾病への対応

九州に隣接する東アジア諸国においては、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が続いています。

国内においても、平成26（2014）年4月に熊本県において、12月から翌1月にかけては宮崎県（延岡市と宮崎市の2例）、山口県、岡山県及び佐賀県において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病[※]が国内で発生し、まん延すると、畜産物の安定供給に支障を来すとともに、畜産業や関連産業に大きな損失をもたらします。

このため、九州各県は、家畜保健衛生所を中心に畜産農家への巡回指導を行うとともに、畜産農家では日頃から徹底した農場の消毒やきめ細かい家畜の衛生管理に取り組んでいます。

ア 特定家畜伝染病発生時の役割と備え

平成22（2010）年に宮崎県で発生した口蹄疫は、約30万頭の家畜を殺処分するなど地域経済・社会に大きな影響を与えました。また、関係者に、家畜伝染病発生時は初動対応が極めて大切であるとの教訓が残されました。



平成22（2010）年の宮崎県の口蹄疫では、九州農政局から延べ6,800名の職員を派遣

九州農政局では、平成23（2011）年11月、それまでのマニュアルを見直し、緊急時の連絡体制、農政局内の役割分担、職員の派遣体制等を内容とする「特定家畜伝染病発生時の対応マニュアル」を策定しました。

（発生県からの要請に応じた支援）

家畜伝染病が発生した場合には、できる限り迅速に消毒ポイントの設置や発生農場での防疫作業に取りかかる必要があります。このため、県から人的支援の要請があった場合には、直ちに九州農政局本局及び支局の職員を派遣できるよう、あらかじめ防疫作業の支援が可能な者のリストを作成しています。その上で、発生場所や規模等に応じて派遣職員を即座に決定できるよう定期的に演習を実施しています。担当者は、演習当日に伝えられた発生場所、発生規模、

[※] 特定家畜伝染病とは、家畜伝染病のうち、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザのように、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置（発生農場での殺処分等）を講ずる必要があるもので、家畜伝染病予防法に基づく農林水産省令で定めている。

必要な人数などの情報を基にリストにある職員と連絡をとり、派遣する者を選定し取りまとめます。同時に、派遣者の作業現場までの交通手段や宿泊施設の準備を行います。

また、派遣される職員が効率的かつ安全に防疫作業に従事するためには、あらかじめ防疫についての正確な知識を有していることが重要です。そのため、定期的に防疫作業の研修や演習を実施しています。

イ 県との連携強化

九州各県では、家畜伝染病が発生した場合に迅速な防疫措置が行えるよう、発生農場での殺処分後のと体の埋却作業や消毒ポイントにおける車両消毒等を行う防疫演習を実施しています。

実際に家畜伝染病が発生すれば、県内の防疫の指揮を執るのは県の家畜衛生部局であり、派遣された九州農政局の職員はその指揮の下で支援活動を行います。このため、九州農政局では各県が開催する防疫演習に参加し、各県の防疫作業の流れや手順等をよく理解し、県との連携が図れるよう努めています。

九州各県では、現在も緊張感を持って防疫演習が行われており、発生時の備えがされています。九州農政局においても、職員一人一人の意識を高め、しっかりと家畜防疫の役割を果たしていくこととしています。

（３）効率的・効果的な病虫害防除に向けた取組

各作物の病虫害は県境を越えてまん延し、農業生産に重大な損害を与えるおそれがあることから、九州農政局では、各県の状況を把握しつつ、各県が行う防除に協力し、まん延の防止に取り組んでいます。

平成27（2015）年産の水稻については、6～7月の日照不足、8月後半からの低温・長雨によりイネいもち病が発生し、西日本を中心に18件の病虫害発生



職員を対象とした防疫作業研修の様相



口蹄疫の発生を想定し防疫作業を行う県の防疫演習

予察の注意報[※]が発表されました。特に9月に入ってから、九州では福岡県、佐賀県、熊本県及び大分県の4県から注意報が発表されたことから、九州農政局としても、イネいもち病の防除の徹底を各県に通知するとともに、ホームページで情報提供に取り組みました。

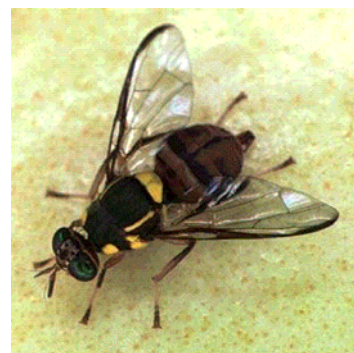


新梢の枯死と樹液の漏出

水稻以外では、平成26（2014）年5月に国内で初めてキウイフルーツかいよう病の新系統Psa3の発生が確認されて以降、九州では福岡県、佐賀県で発生が確認されました。農林水産省は、学識経験者等による専門家会議を開催し、輸入検疫措置と国内防疫措置を組み合わせた対策を講じることを決定しました。これを受けて九州農政局では、①発生状況等の調査、②発生が確認された場合の速やかな感染樹の

伐採、罹患枝の切除、発生園地及び近隣園地における殺菌剤散布の徹底、③平成27（2015）年12月に作成された「Psa3に関する防除対策マニュアル（暫定版）」の周知に取り組みました。

また、平成27（2015）年、鹿児島県で確認されたミカンコミバエ種群の根絶に向けて、農林水産省は、11月4日に学識経験者等の専門家の参加を得て「ミカンコミバエ種群の防除対策検討会議」を開催し、平成27（2015）年12月13日から平成29（2017）年3月31日までを緊急防除の期間とし、必要な防除対策を強化していくこととしました。さらに、平成28（2016）年1月19日には、「第2回ミカンコミバエ種群の防除対策検討会議」が開催され、これまでの防除対策の検証と今後の対策について検討し、ミカンコミバエの根絶に向けた取組を引き続き徹底していくこととされました。九州農政局としては、ミカンコミバエの発生状況及び防除対策の状況について、鹿児島県と情報を共有し、防除に要する経費の支援を円滑に行うこと等根絶に向けて取り組んでいます。



ミカンコミバエ

※ 農林水産省ホームページ「病虫害防除に関する情報」
→<http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/index.htm>

（４）米穀等の適正流通確保に向けた取組

九州農政局では、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、米トレーサビリティ法^{※１}、食糧法^{※２}及び農産物検査法に基づく監視活動等に取り組んでいます。

（米トレーサビリティ法に基づく監視・指導）

米穀等については、米トレーサビリティ法に基づき、米を扱う事業者等取引等の記録の作成・保存や、産地情報の伝達が義務化されています。

平成27（2015）年度は、米トレーサビリティ法の周知のため、関係機関等が主催する講習会等において、191回（延べ1.7万人）の普及・啓発を行いました。

また、米飯類を提供する外食事業者等に対し、巡回立入検査を実施しました。その結果、産地情報の未伝達などの違反を確認した事業者に対して、改善指導^{※３}を行いました。

（食糧法に基づく監視・指導）

加工用米や新規需要米（米粉用米、飼料用米等）等の主食用米以外の用途に限定して生産又は出荷された米穀は、主食用への横流れ防止等のため、食糧法に基づき、遵守すべき事項が定められています。

飼料用米の作付けが増えたため、平成27（2015）年度は、10月から12月を「重点的監視期間」とするなど、飼料用米取扱事業者を優先し巡回立入検査を実施しました。

（農産物検査機関に対する監視・指導）

農産物検査法に基づき、米穀や麦類等の検査を行う登録検査機関に対し、巡回立入調査を実施しました。不適切な業務運営等が確認された登録検査機関に対しては、改善指導を行いました。

また、同法の地域登録検査機関^{※４}に関する事務・権限については、平成28（2016）年4月から都道府県に移譲されています。

（米穀流通監視相談窓口）

米穀流通監視相談窓口を設置し、米トレーサビリティ制度等に関する消費者



ポップや掲示による産地の情報伝達

※１ 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

※２ 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」

※３ 国による指導件数については、農林水産省ホームページ「お米の流通に関する制度」
→<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/index.html>を参照。

※４ 農産物検査を行う区域が一の都道府県の区域であるもの。

や関係事業者等からの問合せ、不適正な米穀の流通に関する情報提供等に迅速に対応しています。

（５）適正な食品表示に向けた取組

（生鮮食品等の表示状況調査）

食品表示の適正化の推進のため、食品表示法及びJAS法^{※1}に基づき、食品表示・JAS規格を担当する職員が日常的に小売店舗等を巡回し、生鮮食品等の表示状況をチェックしています。

また、表示の真偽の確認には、独立行政法人農林水産消費安全技術センター等による、DNA分析などの科学的手法を用いた検査も活用しています。

（食品表示110番の設置）

食品表示に対する消費者の関心が高まっていること及び食品表示の一層の適正化を図る観点から、広く国民の皆様から食品の偽装表示等に関する情報を受けるためのホットライン「食品表示110番」を設置しています。平成27（2015）年度に九州農政局が受けた件数は、671件でした。

（立入検査、改善指導等の実施）

農林水産省では、生鮮食品等の表示状況調査や食品表示110番からの情報を活用し、必要に応じて立入検査等を行った上で、不適正表示を確認した場合には、指示・公表をしています。ただし、違反が常習性がなく過失による一時的なものであり、直ちに表示の是正を行い、事実と異なる表示があった旨を速やかに情報提供している場合は、非公表で指導を行っています。全国の指導等の件数については、農林水産省ホームページ^{※2}で公表しています。

平成27（2015）年度に九州の事業者に対して、国、県及び保健所設置市が指示・公表した事案は、2件でした。

（関係機関との連携）

九州各県において、県、保健所、警察等の関係機関との連携を強化するため食品表示監視協議会を設置し、情報共有や意見交換を行っています。また、食品表示法及びJAS法以外の法律に違反する疑いのある表示を見つけた場合には、担当の行政機関に通知しています。



小売店における表示状況調査

※1 「農林物資の規格化等に関する法律」

※2 農林水産省ホームページ「食品表示法違反及びJAS法違反に係る指導件数等について」

→<http://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/shido.html>

（６）消費者に対する情報提供とニーズの把握

消費者が安心して食生活を送るためには、安全な食料の供給に加えて「食」に対する信頼確保が必要です。

そのため、九州農政局では、食や農林水産業への理解を深め食と農の結び付きの強化を図るために、食品安全に係る施策や消費者の方々の関心の高いテーマについて、情報提供と知識の普及を目的に意見交換会等を行っています。

（消費者団体等との意見交換会を開催）

平成27（2015）年7月8日に熊本市で、「農業・農村の6次産業化と消費生活」、「食品の安全性向上に向けた農林水産省の取組」等をテーマとして意見交換会を実施しました。

また、平成28（2016）年3月17日には、鹿児島県霧島市きりしましにおいて「五感で感じて鹿児島の壺造り黒酢～地理的表示登録第7号～」をテーマに地理的表示（GI）保護制度の認知度向上と登録に至るまでの取組を理解してもらうために、工場（壺畑）見学と併せて意見交換会を行いました。



壺畑での黒酢製造方法の説明
（鹿児島県霧島市）

（消費者とのコミュニケーションを深めるための取組）

九州農政局では、消費者と食に携わる生産者、事業者等との信頼関係を築くため、農業体験や意見交換等を通じてお互いを知り、情報を共有するため、体験を交えた交流会等を実施しました。

宮崎県西臼杵郡にしうすきぐん ごかせちよう五ヶ瀬町では、平成27（2015）年8月10日に「命をつなぐ！！」をテーマに、児童及びその保護者32名を対象に、鶏の解体体験と食と命について考える講座を開催しました。

農園経営者の指導の下、児童らによる鶏の捕獲と解体の体験が行われ、その後の夕食では鶏肉を材料としたカレーを作っていました。低学年の児童の中には、恐怖心から鶏に近寄れない児童もいましたが、保護者を含め日頃の食事について考える良い機会となりました。



「命をつなぐ！！」をテーマにした体験
（宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町）

また、7月4日に長崎市中心卸売市場で開催した「青果卸売市場見学会」では、大学生等（学生30名、教員2名）による市場施設や競りの見学が行われま

した。市場から「市場の仕組みについて」、卸売業者から「野菜・果物の流通について」、小売業者から「野菜の活用方法について」の幅広い説明を受けた後、市場関係者との意見交換が行われました。

（消費者の部屋、移動消費者の部屋）

農林水産省では、広く国民の理解に支えられた農林水産行政を展開していくため、全国各地に「消費者の部屋」を設け、食の安全と消費者の信頼確保のための情報発信や特別展示を行っています。また、全国で開催されるイベント等において情報発信を行う「移動消費者の部屋」にも取り組んでいます。

九州農政局では、国の行政機関のPRを目的とした、消費者の部屋特別イベント「しとっと？国のお仕事～夏休み見学デー～」を平成27（2015）年8月5～6日に開催しました。

490名（大人含む。）の来場となった同イベントでは、米粉を使った親子料理体験、野菜・果物の糖度測定、「田んぼの大水族館」の展示、農業環境を学ぶ水質検査などを行い、多くの子供に体験の場を提供しました。

来場者からは、「いろいろな実験や体験ができてとても良かったです」、「自由研究に役立ってうれしかったです」等の意見がありました。

このほか、各種イベントや食品スーパー、図書館、大学、企業の社員食堂などでも移動消費者の部屋を開設し、農林水産行政や食生活に関するパネル展示等を行うとともに、消費者からの相談等を受け付けています。



しとっと？国のお仕事～夏休み見学デー～
会場内の様子（食育お魚釣り）



消費生活展での移動消費者の部屋（大分県大分市）

5 自然災害による農業関係被害の発生と対応

平成27（2015）年の大雨、台風等の自然災害による農業関係の被害額は、九州全体で182億円となりました（表2-2）。これは前年より53億円多く、過去10年間では、5番目に大きい被害です。特に、農地と農業用施設を除いた農作物等の被害は、平成24（2012）年に次ぐ100億円を超える被害でした。被害の大半は、第6号（5月）、第9号（7月）、第11号（7月）

及び第15号（8月）の4つの台風によるもので、特に、台風第15号による被害が全体の約6割を占めました。

これらの災害発生時には、九州農政局として迅速な被害状況の把握を行い、技術指導の徹底や農地・農業用施設災害の復旧等、必要な対応を行いました。

表2-2 平成27年（1～12月）自然災害による農業関係の被害額

単位：億円

県名	農業関係施設	農作物・樹体	家畜	農地	農業用施設	計
福岡県	6	10	-	1	3	19
佐賀県	0	5	-	2	2	10
長崎県	1	1	-	12	7	20
熊本県	25	27	0	9	17	77
大分県	1	4	-	3	2	9
宮崎県	1	2	-	3	3	9
鹿児島県	9	11	0	7	11	38
計	43	60	0	36	43	182

資料：九州管内各県からの報告を基に九州農政局で作成。
（平成28年3月31日現在）

注1：農業関係施設とは、共同利用施設、ビニールハウス、畜舎等。農業用施設とは、用排水路、農業用道路等。

2：数値は四捨五入により、計と内訳が一致しない場合がある。



びわの凍害

（長崎県長崎市：平成28年1月）



そらまめの凍害

（鹿児島県垂水市：平成28年1月）



不知火ハウスの損壊

（熊本県芦北町：平成28年1月）

このほか、平成28（2016）年1月には、記録的な寒波により九州では珍しく大雪となり、最低気温が観測史上最低を記録した地域もありました。この寒波の影響により、九州各地では、野菜や果樹等に凍害等が発生するとともに、積雪によりパイプハウスが損壊するなどの被害が発生しました。

中でも鹿児島県のスナップえんどうやそらまめ、ばれいしょ、長崎県のびわといった露地ものの野菜や果樹に甚大な被害が発生しました。

農林水産省では、平成28（2016）年2月23日に大雪等に伴う農業被害への支援対策を発表し、被災された農業者が1日も早く営農を再開できるように、枯死した作物等の残さ等の撤去、農業生産資材の購入等の支援及び産地の収益力向上に取り組む意欲ある農業者に対するパイプハウスの導入等の支援を実施しました。